

第26号議案

品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

品川区立知的障害者福祉施設条例（平成5年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

品川区立小山台福祉園	東京都品川区小山台二丁目5番13号
------------	-------------------

第3条第1号中「品川区立西大井福祉園」の次に「および品川区立小山台福祉園」を加え、同号イ中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第4条第1項第1号中「就労継続支援および施設入所支援」を「短期入所および就労継続支援」に、「第16条第1項第2号」を「第15条の4」に改め、同項第2号中「短期入所」を「施設入所支援」に、「第15条の4」を「第16条第1項第2号」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分および第2項中「品川区立西大井福祉園」の次に「および品川区立小山台福祉園」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号イの改正規定、第4条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

2 品川区立小山台福祉園の利用について必要な手続は、この条例の施行の
日前においても行うことができる。

(説明) 小山台福祉園を設置するほか、規定を整備する必要がある。